

これを読んで20秒！！

No.661

社 長 の た め の お 勉 強

令和 7 年 4 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

「子育て世帯等に対する住宅ローン控除

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していることを踏まえ、令和 6 年限りの措置として対応した子育て世帯に対する住宅ローン控除の上乗せ措置が拡充される措置が令和 7 年も引き続き実施されることになりました。

対象住宅の区分	借入限度額		控除率	控除期間
	特例対象個人	左記以外		
認定住宅	5,000 万円	4,500 万円	0.7%	13 年
ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円		
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円		
上記以外の住宅	2,000 万円			10 年

※特例対象個人とは「19 歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯」

住宅ローン減税を受けるためには、購入した物件に住み始めた翌年の 2 月 16 日～3 月 15 日に確定申告が必要になります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office